

# 「令和5年度 介護保険料 特別徴収額（仮徴収）変更通知書」について

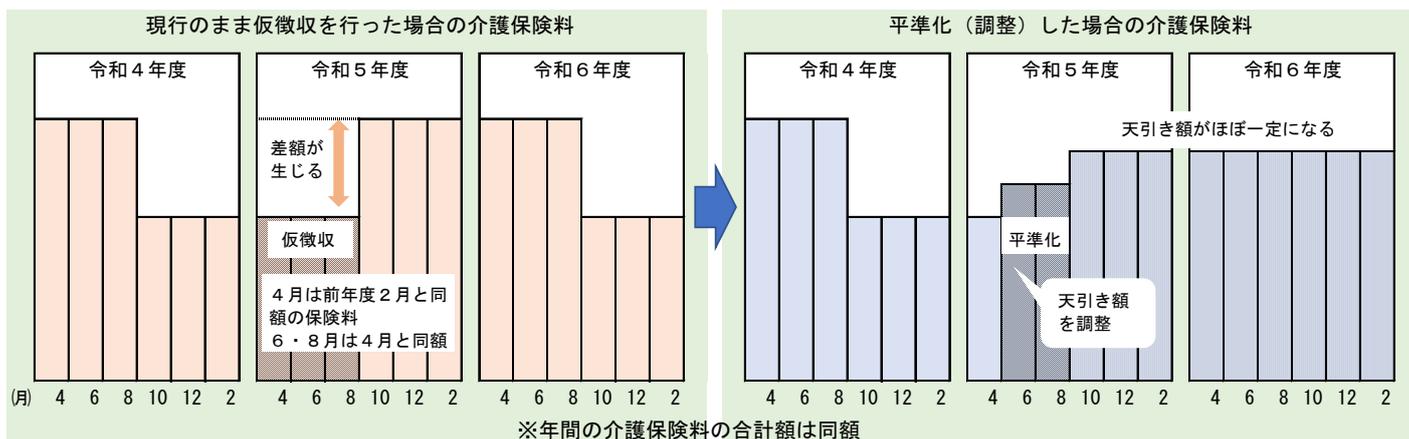
日頃、介護保険制度にご理解とご協力をいただき御礼申し上げます。

今回お届けしました「令和5年度 介護保険料 特別徴収額(仮徴収)変更通知書」は令和5年6月と8月の年金から天引き（特別徴収）される期別保険料が変更となる方への通知です。

**特別徴収**とは、介護保険料を年金からの天引きにより納付する方法のことで、年金の年額が18万円以上の方が対象となります。偶数月の年金支給月が保険料の納付月で、前半の4・6・8月を仮徴収、後半の10・12・2月を本徴収と言います。天引きされた介護保険料は年金支払者がまとめて市町村に納入します。

**仮徴収**とは、本年度の介護保険料が前年の所得による住民税が確定しないと決まらないため、4・6・8月に前年度の2月と同じ保険料額を年金から天引きすることを言います。しかし、収入の変動などにより仮徴収期間と、介護保険料確定後の本徴収期間とで保険料額にばらつきが出る場合があります。6・8月の保険料額を調整し、本徴収期間までの保険料額ができるだけ均一になるよう調整することを**平準化**と言います。

| 前年度(令和4年度) |            | 本年度(令和5年度)          |                                  |            |   |     |    |
|------------|------------|---------------------|----------------------------------|------------|---|-----|----|
| 4月・6月・8月   | 10月・12月・2月 | 4月                  | 6月                               | 8月         | 10月                                       | 12月 | 2月 |
| 仮徴収の保険料    | 本徴収の保険料    | 第1回<br>仮徴収          | 第2回<br>仮徴収                       | 第3回<br>仮徴収 | 本徴収（計3回）                                  |     |    |
|            |            | ※2月の<br>保険料額<br>と同額 | ※平準化該当者は<br>4月の保険料額と<br>同額になりません |            | ※確定した当該年度の保険<br>料額と、仮徴収額との差<br>を3回分で調整した額 |     |    |



## 【参考】令和5年度 介護保険料額について

- ※ 本年度の保険料額は令和5年7月に通知する予定です。
- ※ 本年度の住民税の確定を待って本年度の保険料の算定を行い、10月以降に徴収する保険料で過不足の調整を行います。
- ※ 年度途中で年金天引きが出来なくなるなど、事情により特別徴収が行えない場合は普通徴収となり納付書により納めていただきます。

不明な点がございましたら長生き支援課 介護保険担当へお問い合わせください。

☎ 0493-74-2323 FAX 0493-74-2343